規　則

○国家公安委員会規則第二十号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、少年警察活動規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年九月二十九日

国家公安委員会委員長　葉梨　康弘

少年警察活動規則の一部を改正する規則

少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（要保護少年についての活動） **第三十八条**　要保護少年については、児童福祉法第二十五条第一項の規定による児童相談所への通告、同法第三十三条第二十一項又は第二十二項の規定による委託を受けて行う一時保護その他これらに類する保護のための措置の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。 2　［略］	（要保護少年についての活動） **第三十八条**　要保護少年については、児童福祉法第二十五条第一項の規定による児童相談所への通告、同法第三十三条第一項又は第二項の規定による委託を受けて行う一時保護その他これらに類する保護のための措置の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。 2　［同上］
（児童虐待を受けたと思われる児童についての活動） **第三十九条**　児童虐待を受けたと思われる児童については、児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項の規定による児童相談所への通告又は児童福祉法第三十三条第二十一項若しくは第二十二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。 ［2・3　略］	（児童虐待を受けたと思われる児童についての活動） **第三十九条**　児童虐待を受けたと思われる児童については、児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項の規定による児童相談所への通告又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。 ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第百十八号

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第四十六号（沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年九月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

別表中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

○金融庁告示第七十一号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第三百十二条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月二十九日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（指定国際会計基準） **第三条**　指定国際会計基準（規則第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であって、令和八年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。	（指定国際会計基準） **第三条**　指定国際会計基準（規則第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であって、令和七年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

別表二（第三条関係）

号数	表題
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第19号	［略］

別表二（第三条関係）

号数	表題
［同左］	
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第14号	規制繰延勘定（Regulatory Deferral Accounts）
［同左］	
［同左］	［同左］